

【制裁対象国等を仕向地とする弊社製品・サービスの輸出について】

フエスト株式会社は、国際法規範および国内法令を遵守する観点から、別表にあるグループ A 各国（以下、「A」と言います）を仕向地とする輸出については、輸出しないよう厳格に管理する方針です。

また、別表にあるグループ B 各国（以下、「B」と言います）を仕向地とする輸出については、取引の詳細を慎重に検討させていただく方針です。

ご発注いただいた製品・サービスを A もしくは B に輸出される場合には、必ず事前に弊社までご連絡いただき弊社了承の後、B の場合には輸出手続きを行ってくださるようお願いいたします。

（ご連絡いただいてからお返事を差し上げるまでにお時間を頂戴する場合がございますのでご了承ください。）

なお、事前のご連絡なく、ご発注いただいた製品・サービスが下記 A もしくは下記 B に輸出されることが判明した場合には、その後の受注をキャンセルさせていただきますので予めご了承願います。

「A」各国

北朝鮮、ロシア、ペラルーシ、東ウクライナ、ロシア・クリミア、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ、イラク、レバノン、リビア、ソマリヤ、スーダン、南スーダン

「B」各国

中国、イスラエル、パキスタン、スリランカ、ミャンマー、エジプト、アゼルバイジャン、アルメニア、アルジェリア、バングラディッシュ、ブータン、ボスニア・ヘルツゴビナ、ブルンジ、キューバ、コートジボワール、エリトリア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、ヨルダン、カザフスタン、リベリア、マリ、モルドバ、モザンビーク、ニカラグア、オーマン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

以上

2023年6月1日

【ビジネスパートナー行動規範】

フェストグループ

1 はじめに

フェストは、長い伝統を持つグローバルに活動する家族企業として、誠実さを維持し、人間や環境に対する責任を果たすことを最優先事項にしています。したがって、フェストは、関連法令に則した、倫理的に問題のない高い水準の行動を求めています。本行動規範により、フェストは、こうした理想へのコミットメントを宣言するとともに、商業的、社会的環境、世界中の従業員やその他のステークホルダーに対する自社の責任を表明しています。

1. 目的、適用範囲

本行動規範は、お取引先がフェストと取引するうえでのガイドラインとなり、フェストの価値観を補完するものとして、当社がビジネス上適切かつ必須と考える行動指針を定めた最低限の基準です。

本行動規範は、世界中のフェストのビジネスパートナーにフェストと取引を行ううえでのガイドラインとされ、特定の国で本行動規範に定めるものより厳しい規則や行動指針を採用している場合は、より厳しい内容の規則が適用されます。

2. ビジネス環境における責任ある持続可能な行動

2.1 法令、人権、安全衛生の遵守

ビジネスパートナーは、事業を営むあらゆる国において、適用される地域のすべての法令および最低限の業界基準を遵守するものとします。したがって、地域のすべてのデータ保護法も遵守します。また、ビジネスパートナーは、拘束力のある保護措置（特にEU域内の自然人のデータがEU域外の国に移転される場合の保護措置）を規定した一般データ保護規則（GDPR）を守ります。

フェストは、世界人権宣言全30条を含む国際人権章典、労働と人権に関する国際規格SA800、国際労働機関（ILO）の8つの基本的条約、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（結社の自由および団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の排除、児童労働の実効的な廃止、雇用や職業における差別の排除を定めたもの）に示された価値観を認識し、ビジネスパートナーに当該価値観を厳格に尊重するよう求めます。

当社のサプライヤーは、関連する原材料（特に3TG（紛争鉱物））に対する注意義務を遵守ならびにEU紛争鉱物規則を遵守することを期待しています。

2.2 寛容性および機会均等

フェストは、グローバルに事業展開する企業として、様々な国籍、文化、人生哲学を持つ従業員やビジネスパートナーと共に働いています。他人との協働するうえで、尊敬、寛容性、敬意、公正さ、率直さを持つことが特徴です。

したがって、フェストは、ビジネスパートナーが差別、ハラスメント、不利益、屈辱、その他あらゆる形態の無礼な扱いを例外なく拒絶することを期待しています。とりわけ、フェストでは人種や種族的出身、宗教や信念、障害、年齢、性的指向、政治的意見を理由とする差別は、機会均等の原則やEU平等待遇令の観点から禁止されています。また、職場におけるあらゆる形態のハラスメントも基本的に禁止されています。これらに関しては、対象者が問題となる行動を回避できるかどうか、本行動規範の違反者が自身の行動を問題ないと思っているかどうかは関係ありません。

2.3 持続可能性および環境保護

フェストは、持続可能性および環境保護の原則を遵守しています。また、資源不足や将来世代に対する責任を認識しています。したがって、国際規格ISO 14001に準拠した環境管理システムを導入

しています。

適用される環境保護法（各国の国内法規定を含む）を遵守すること、また、社会的および環境影響の継続的な改善に努めることは、フェストや当社のビジネスパートナーにとって自明の義務であります。

2.4 公正な競争

フェストは、国内外を問わず、市場経済や公正かつ自由な競争のルールを認識しています。したがって、フェストは、ビジネスパートナーが市場協定（特に価格、生産量、競争回避に関する競合他社との合意）を行わない、ボイコットをしない、サプライヤーや顧客のボイコット行為を支援しない、入札過程において詐欺的なオファーを出さない、顧客、地域、生産計画の分割に関する合意をしない等により、競争法の規定を遵守することを期待しています。

2.5 贈収賄や汚職行為の禁止

フェストは、あらゆる形態の汚職行為を容認せず、あらゆる種類の賄賂を拒絶し、汚職防止に関する国連条約を厳格に遵守しています。ビジネスパートナーは、商品・サービスの購入に際して、優遇措置を受けた見返りとして第三者、第三者の従業員や代理人、公務員、政治家、それらの親族や関係者に対する利益供与を拒絶し、利益供与、供与の申し出や約束を行わないことが期待されています。これに関連して、フェストは、ビジネスパートナーが米国海外汚職行為防止法（FCPA）および2010年英国贈収賄禁止法の規定と共に、ビジネスにおける汚職防止に関する国際商業会議所（ICC）のガイドラインおよび基準を遵守することを期待しています。

2.6 利益および報酬

フェストでは、ビジネスパートナーが直接・間接を問わず、事業活動に関連して金品その他の利益を供与し、供与の申し出、要求、受領をしないことを期待しています。これは、法律で認められる限りにおいて、金銭的価値のあまりない、ビジネスマナーや現地の文化としてたまたま発生する接待や贈答には適用されません。

ただし、この種の接待や贈答の授受は、法令に違反しない、事業上の意思決定に影響を与える可能性がそもそもないという要件に常に従う必要があります。いずれにしても、金品の要求や受領は禁止されています。

販売員、販売代理店、ブローカー、コンサルタントその他の仲介業者を含む第三者に支払われる報酬（特に手数料）は仕事内容に応じたものでなければならず、その内容（対象業務名や支払日等）を書面に記録するものとします。支払われる報酬額は、既存のルールを迂回しているのではないかという推測を生じさせない程度のものでなければなりません。

2.7 支払い

提供を受けた成果物やサービスの代金の支払いは、法的に有効な譲渡契約や強制的な払戻しが無い限り、契約相手方の登録事務所所在国内で、関連する契約相手方に対してのみ直接行われます。現金払いは禁止されています。ただし、100ユーロ（または現地通貨相当額）未満の少額であり、署名入りの受領書が発行される場合を除きます。

2.8 ビジネスパートナーの選定

フェストでは、客観的かつ経済的基準に基づいてビジネスパートナーを選定し、サプライヤーが提供する製品・サービスを公正かつ公平に評価します。職業倫理に反する（特に個人的な理由による）特定のサプライヤーのえこひいきや不利益扱いは原則として禁止されています。入札を行う場合は、最も費用効果の高い入札を行った者を落札者とします。ただし、異なる決定が正当化される理由（品質、サービス内容、長年の取引関係、信用度等）がある場合は、この限りではありません。この場合、この対応に対して第三者がクレームを申し立てることがないように、決定的な考慮事項を書面に残すものとします。

フェストは、ビジネスパートナーが本行動規範の規定やそれと同様の各社の行動規範を契約書（特にサプライヤーとの契約書、また顧客や第三者との契約書も含む）に取り入れることを期待しています。

2.9 外国貿易、輸出管理、関税に関する規則

フエストは、事業を営む各国で適用される外国貿易、禁輸、関税、テロ行為の規制に関する規則、これに関連して定められた決済に関する規定を遵守します。フエストは、ビジネスパートナーに対しても遵守を期待しています。

また、フエストは「制裁対象国等を仕向地とする弊社製品・サービスの輸出について」という規定も設けており、ビジネスパートナーに対しても遵守を期待しています。

3. 最後に

フエストは、ビジネスパートナーが本行動規範に明記された価値観を尊重し、各自の商取引においてこれらに留意し、本行動規範を確実に遵守することを期待しています。違反行為および違反行為の教唆は認められず、万が一の場合には取引関係の解消を含む利用可能なあらゆる法的措置を用いて、適切な法的対応を行います。

以上

2023年6月1日

【一般取引条件 サプライヤー】

フエスト株式会社

2023年4月

目次

1	前文	6
2	見積りと注文	6
3	引渡し、不履行、取消	6
4	発送、価格、危険負担	6
5	保証および責任	6
6	禁止物質	7
7	所有権の移転	7
8	品質	7
9	著作権	7
10	適用法	8
11	履行地および裁判地	8
12	ソフトウェア	8
13	コンプライアンス	8
14	個人情報	5

1 前文

フェストとの一般取引条件は契約書など別段の定めのない限り以下が適用されます。

2 見積りと注文

サンプル提供や見積りは無料であり、フェストに対する拘束力を持ちません。

注文は、フェストと書面により行われた場合、書面により確認した場合に限り有効です。口頭や電話で合意に達した場合は、すみやかに書面による確認を行うものとします。契約条件はすべて文書化され、法的拘束力のある形にする必要があります。ファックス、EDI、電子メールの場合でも、この書面要件を満たすことができます。

フェストが出す注文書は、サプライヤーが注文書の受領から5営業日以内にサプライヤーが異なる条件が記載された注文請書をフェストに交付しない限り、承諾されたものとみなされます。

3 引渡し、不履行、取消

サプライヤーは、納期を守ることを保証します。

サプライヤーは、製品引渡やサービス提供の不履行が納期から2週間以上続いた場合には、フェストから事前に督促状を送付することなく、成果物の引渡およびサービス提供義務を不履行したものとみなされます。この2週間の期間は、フェストが申立書や督促状を送付する必要なく、法的効力を持つ法定猶予期間でもあります。

不可抗力が発生し、フェストが事業活動の縮小や休業を余儀なくされた場合、フェストは、納期を延長し、契約を取り消すことができるものとします。これによって受領を不履行したことにはなりません。サプライヤーは、フェストの法定代理人や経営幹部に重大な過失や故意がある場合を除き、損害賠償請求権を放棄します。納期の8週間前に不可抗力が発生した場合、フェストは、注文条件に変更を加えることなく、数量を増減したり、同種・同価値の代物を購入することにより、注文内容を変更することができるものとします。上記にかかわらず、フェストは、受領不履行の効力を発生させることなく、当初の納期や検収日を4週間延長することができるものとします。サプライヤーは、不可抗力、騒乱その他自己の責に帰さない業務上の理由により納期遵守義務を果たすことができない場合には、履行できない事態を知った後速やかにその旨をフェストに通知するものとします。この場合、フェストは、検収期限を延長するか、引渡しに係るフェストの権利が著しく損なわれる場合には、一定の期間を経た上で、契約の全部または一部を取り消すことができるものとします。サプライヤーは、不可抗力等が発生した場合でも、自己の裁量で契約を取り消したり、値上げしたりすることはできないものとします。

引渡条件で送料は契約書や見積書に別段の記載のない限り、サプライヤーの負担となります。サプライヤーは、特定の貨物に適用される法規制、関税および技術規則を遵守する義務を負います。

フェストへの運送品には、契約製品を明確に確認でき、追跡が可能となるような書類を添付することとします。

4 発送、価格、危険負担

フェストが受入検査で測定した数量、寸法、重量は、納入品に関する信頼できる数値です。過納品や納品不足がある場合でも、注文書に定める許容値の範囲内であれば認められます。引渡不履行があった場合、通常の業務過程で当該不履行を知ってから、また利用過程で発見された場合には、速やかにその旨を書面によりサプライヤーに通知します。その場合、サプライヤーは、それまでに不履行通知を行わなかったことに対して抗弁する権利を放棄します。代金の支払いが行われた場合でも、正確な納入を確認したものと解釈してはなりません。なお、別途保証契約がある場合には保証契約を優先します。

仕向地で商品を受け取ったときに、危険負担はフェストに移転します。

5 保証および責任

別段の定めがない限り、売買契約取消による債務不履行や所有権の瑕疵があった場合は、法律の規定が適用されます。

サプライヤーは、目的に適した最高の材料が使用されていること、最新の科学技術に見合った正確かつ適切

な仕上がりであることを保証します。また、販売品がサプライヤーから提供された見本、サンプル、商品説明に適合することを保証します。商談中にサプライヤーが提供する情報、カタログ、広告、公表資料、データシートその他の製品説明書に記載されている情報は、契約上合意された製品の特徴であるとみなされます。またサプライヤーはこれらは、契約で保証・規定された特徴を有し、予め決められた用途で利用でき、期待されている機能を持つことを保証します。

納入品に欠陥があった場合、フェストは、無償で欠陥を是正し、代替品を提供するよう要求することができるものとします。輸送費、出張費、人件費、材料費、通常の検査範囲を超える社内検査にかかる費用は、サプライヤーの負担となります。フェストが合理的に定める期間内にサプライヤーがフェストの書面による欠陥是正要求に従わない場合、フェストは、サプライヤーの費用負担で、自ら必要な措置を講じ、措置の実施を第三者に委託することができます。フェストは、サプライヤーの費用負担で、直ちに軽微な欠陥の是正を図ることができます。フェストが契約解除権を行使する場合、商品は、サプライヤーの費用と危険負担で発送地に返送されるものとします。また、法律で認められるときは、債務不履行に対する損害および納入品自体の損害以外に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

保証請求の有効期限は、商品納入の場合は引渡し、請負業務やサービス提供の場合は検収(いずれの場合も危険負担の移転時)から 24 か月間です。

サプライヤーは、自社の従業員、スタッフ、業務委託先の過失により瑕疵が生じた場合には、フェストに対して瑕疵担保責任を負うものとします。

サプライヤーは、法的根拠の如何を問わず、自己の過失、契約義務や付随義務の故意の違反または契約外の注意義務違反が原因でフェストの契約相手その他の第三者から請求を受けた場合には、フェストを補償するものとします。

これは、サプライヤーの納入品の欠陥に起因する製造物責任請求に適用されます。フェストに納入した商品に欠陥がないことを証明する義務はサプライヤーにあります。

サプライヤーは、上記から生じる費用(訴訟費用、必要な修理費や回収費用を含むがこれに限定されません)を全額負担するものとします。また、適切な賠償責任保険や製造物責任保険を付保し、関連する保険証券の写しをフェストに提出することを約束します。

6 禁止物質

サプライヤーは、フェストに供給する製品に、経済産業省 PRTR 制度 対象化学物質 [PRTR 制度 対象化学物質 \(METI/経済産業省\)](#) が含有されていないことを保証します。この基準書は、フェストの一般購入条件の一部を構成します。

7 所有権の移転

代金が支払われると、注文品の所有権がフェストに移転することが、サプライヤーとの間で合意されます。サプライヤーは、納入品に第三者の権利が付いていないことを確認します。本第 7 条に基づく所有権の留保は、注文品に関するサプライヤーの代金支払請求権以外の請求権には適用されません。

8 品質

サプライヤーは、関連する環境規制、技術・安全規制、契約製品に適用される法規制、関連する業界基準および規制、市場における品質条件を考慮した上で、納入する契約製品の製造・検査を行うものとします。サプライヤーは、最低でも品質規格 ISO 9000 の要求事項に準拠した品質管理システム(QMS)を整備し、協力関係の期間中、ISO 規格に準拠した方法で QMS の維持・開発を行います。

サプライヤーは、契約製品に変更を加える場合は、事前にその旨をフェストに通知する義務を負います。また、製造工程や検査工程の変更を予定している場合、製造場所を変更する場合には、直ちにその旨をフェストに書面で通知することを約束します。産業財産権

フェストが提供し、フェストの仕様に従って作成された図面、モデル、サンプル、ツールはフェストに帰属し、第三者のために使用することができず、第三者に提供してはなりません。

サプライヤーは、自らが提供するサンプル、ブランド、モデル、図面、説明書、ドキュメンテーションに第三者の権利が付いていないこと、とりわけ、知的財産権を侵害するものでないことを保証します。納入品は、法規制や公式基準に適合するものでなければなりません。サプライヤーは、上記の権利侵害や規制違反に関して第三者が申し立てる損害賠償請求からフェストを補償するものとします。

9 著作権

フェストが提供し、フェストの仕様に従って作成された図面、モデル、サンプル、ツールはフェストに帰属し、第三者のために使用することができず、第三者に提供してはなりません。

サプライヤーは、自らが提供するサンプル、ブランド、モデル、図面、説明書、ドキュメンテーションに第三者の権利が付いていないこと、とりわけ、知的財産権を侵害するものでないことを保証します。納入品は、法規制や公式基準に適合するものでなければなりません。サプライヤーは、上記の権利侵害や規制違反に関して第三者が申し立てる損害賠償請求からフェストを補償するものとします。

10 適用法

フェストとサプライヤーとの間の契約関係は、日本の法律に従うものとします。

11 履行地および裁判地

引渡履行地は契約書ないしは注文書に記載された納入先住所となります。

他に定めのない限り、一般購入条件に関する当事者間の契約関係に関する紛争の裁判地は横浜地方裁判所です。

12 ソフトウェア

個別契約で別段の合意をしない限り、サプライヤーは、フェストに対し、最低でも、ソフトウェア製品、ハードウェア製品および関連ドキュメンテーションを使用する、非独占的、譲渡不能、無期限のライセンスを許諾するものとします。

フェストは、データバックアップのためのコピーを作成することができ、契約の履行に関連して自社の顧客にコピー(作成者が定めた著作権の表記を含む)を提供することができます。

サプライヤーは、ソフトウェアにエラーがないこと、ソフトウェアのデータ構造は正確な複製を可能にすることを保証します。

13 コンプライアンス

サプライヤーは、フェストのビジネスパートナー行動規範(ダウンロードURL: <https://www.フェスト.com/group/en/cms/10310.htm>)に関する情報を受けていること、マネージャーや従業員に対してその遵守を指示していることを保証します。この徹底を図るため、サプライヤーは、違法行為(特にフェストが罪に問われるような違法行為)を回避するために必要な措置を講じるよう努めます。したがって、社内またはグループ内で、サプライヤーは、自社の取締役、役員、従業員、下請人によるビジネスパートナー行動規範の遵守状況を監視するために必要な措置(特に腐敗行為その他の犯罪行為を防ぐために不可欠な措置)を講じ、制度を導入するものとします。

14 個人情報

サプライヤーは、フェストがサプライヤーの個人情報を本契約の履行目的のために収集、保存、処理、使用、移転することに明示的に同意します。

以上

2023年5月31日